

別紙2 次世代につなぐ営農体系確立支援事業

第1 事業の実施方針

農業の高齢化や担い手の減少が進行し、産地の生産基盤が脆弱化する中、産地が今後とも持続的に成長していくためには、新技術を効果的に活用し、少ない労働力の下でも効率的又は高品質な農産物生産を行うことが不可欠である。

このため、本事業では、産地の抱える課題を踏まえつつ、産地に適したICT、IoT、ロボット、AI等（以下「ICT等」という。）の先端技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農技術体系の検討等を支援するとともに、環境制御技術等の活用により、データに基づく施設園芸産地への転換に向けた体制整備等の取組を支援するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成される。事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、それぞれ別紙2-1及び2-2に定めるとおりとする。また、事業ごとの補助対象経費及びその範囲については、別表で定めるとおりとする。

1 都道府県向け事業

(1) 産地の戦略づくり支援

別紙2-1に定めるとおりとする。

(2) データ駆動型農業の実践・展開支援のうちデータ駆動型農業の実践体制づくり支援

別紙2-2のIに定めるとおりとする。

2 民間団体向け事業

(1) データ駆動型農業の実践・展開支援のうちスマートグリーンハウス展開推進

別紙2-2のIIに定めるとおりとする。

別表1 補助対象経費の範囲

事業メニュー名	1 産地の戦略づくり	2 データ駆動型農業の実践・展開支援	
		(1) データ駆動型農業の実践体制づくり支援	(2) スマートグリーンハウス展開促進
補助対象経費の範囲	<p>取組主体に対し、以下の経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 資機材費 消耗品費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<p>取組主体に対し、以下の経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 資機材費 原材料費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・賃金等 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・賃金等 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課

別表2 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>・事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<p>・事業を実施するため直接必要な業務を目的とし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する

		て、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<p>人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新技術等のモデル導入に係る資機材費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した	

		専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業等の会計と区分することとする。